

令和4年函審第9号

裁 決

モーターボートA転覆事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月27日07時12分

北海道函館湯川漁港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 0.6トン

登録長 6.09メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 7キロワット

3 事実の経過

Aは、和船型無蓋のFRP製モーターボートで、a1受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和2年9月27日06時00分北海道志海苔漁港銭亀地区に隣接する船揚場を発し、北海道立待岬南方沖合の釣り場に向かった。

a1受審人は、函館湯川漁港（以下「湯川漁港」という。）南方沖合を西行していたところ、機関が停止して再起動したものの、不安を感じたことから、最寄りの漁港である同漁港に向かうこととし、湯川漁港の西方にある看板を船首目標として北上を開始した。

a1受審人は、船外機の前方に腰を掛け、舵柄を操作して操船に当たり、06時58分函館空港飛行場灯台（以下「飛行場灯台」という。）から256度（真方位、以下同じ。）2.3海里の地点で湯川漁港を視認し、針路を同漁港に向く063度に定め、2.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

07時03分a1受審人は、飛行場灯台から257度2.1海里の地点に達したとき、湯川漁港の手前で波高約1メートルないし1.5メートルの磯波が発生しているのを認めたが、小さい磯波を選んで航行すれば、無難に同漁港に入港できるものと思い、磯波が発生していなかった発航地に引き返すなど、磯波に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a1受審人は、湯川漁港に向かって磯波が発生している海域に進入し、07時12分僅か前右舷船首至近に波高約1.5メートルの磯波を認めたものの、どうすることもできず、07時12分飛行場灯台から260度1.7海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同波を受けると同時に左舷側に大傾斜し、復原力を喪失

して転覆した。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、付近には波高約1メートルないし1.5メートルの磯波があり、津軽海峡に海上風警報が発表されていた。

転覆の結果、船外機に濡損などを生じ、同乗者a2が行方不明となり、後日発見され、溺水による窒息死と検案された。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、湯川漁港西方沖合において、航行する際、磯波に対する安全確保の措置が不十分で、磯波が発生している海域に進入し、磯波を受けて船体が大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a1受審人は、湯川漁港西方沖合において、同漁港に向けて航行中、湯川漁港の手前で磯波が発生しているのを認めた場合、磯波が発生していなかった発航地に引き返すなど、磯波に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、小さい磯波を選んで航行すれば、無難に湯川漁港に入港できるものと思い、磯波に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、磯波が発生している海域に進入し、磯波を受けて船体が大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、同乗者1人を死亡させるに至った。

以上のa1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年12月20日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩